

川越市介護サービス等における事故報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス、法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、法第8条第24項に規定する居宅介護支援、法第8条第26項に規定する施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の事業、法第115条の45第1項第1号イ及びロに掲げる事業及び川越市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成28年2月28日部長決裁）に規定する宿泊サービス（以下「介護サービス等」という。）を行うものとして指定を受けた者又は届出をした者（以下「介護サービス等事業者」という。）が提供する介護サービス等により発生した事故を把握するとともに、介護サービス等事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取組みを支援、促進することにより、サービスの質の向上と安心してサービスを利用することができる体制を構築することを目的とする。

(報告の対象)

第2条 事故報告は、介護サービス等の利用者が本市被保険者である場合及び介護サービス等の所在地が市内にある場合に行うこととする。

(報告の範囲)

第3条 介護サービス等事業者は次の各号に掲げる事故について報告を行うものとする。なお、報告の対象とする事故は、介護サービス等事業者の過失の有無を問うものではない。

(1) サービス提供による死亡事故及び怪我並びに誤薬

ア 怪我とは、骨折、外傷等のうち医療機関において治療又は入院し、保険診療を要したものとする。

イ サービス提供には、送迎及び通院等を含めるものとする。

- (2) 感染症、食中毒の集団発生
- (3) 離設（行方不明）
- (4) 従業員の法令違反・不祥事等で利用者へのサービス提供に影響があるもの
- (5) その他事故等により、利用者の家族等から苦情が出ている場合

（報告の方法）

第4条 介護サービス等事業者は、介護サービス等の提供により事故が発生した場合、別表に掲げる条例等の規定に基づき、速やかに介護保険事業者事故等報告書（様式第1号）を市に提出することとする。

- 2 第3条第2号に該当する事故に関しては前項に規定する報告書の提出のほか、市保健所の指示に従うものとする。

（その他）

第5条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日（令和元年7月31日）から適用する。
- 2 川越市介護サービスにおける事故報告取り扱い要領及び川越市介護サービスにおける事故報告取り扱い要領施行細則（平成20年8月25日部長決裁）は、廃止する。

別表（第4条関係）

基準
川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年川越市条例第46号）
川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年川越市条例第48号）
川越市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年川越市条例第79号）
川越市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年川越市条例第36号）
川越市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年川越市条例第50号）
川越市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年川越市条例第51号）
川越市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年川越市条例第52号）
川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年川越市条例第12号）
川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年川越市条例第47号）
川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年川越市条例第49号）
川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年川越市条例第80号）
川越市介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成30年3月30日市長決裁）
川越市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成28年2月28日部長決裁）